

違反を未然に防ぎましょう (水産流通適正化法)

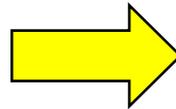
特定第一種水産動植物等取扱事業者への監視において、農林水産省が指導した主な事例として以下の4パターンがありましたので、今後ご留意いただきつつ、適切な情報の伝達と記録の作成・保存をよろしくお願いいたします。

違反の事例

適切な対応

①

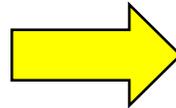
漁獲番号等に代えて荷口番号を伝達した際に、当該荷口番号に対応する漁獲番号等の記録の作成・保存がされていなかった。



漁獲番号等に代えて荷口番号を新たに附番し取引先へ伝達する際は、当該荷口番号に対応する漁獲番号等の記録を作成・保存しましょう。

②

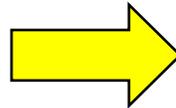
荷口番号16桁のうち、年月日に当たる6桁の番号のうち、年を「和暦」にて伝達していた。



荷口番号を新たに附番し取引先へ伝達する際は、①事業者割振り番号(7桁)、②取引年月日(6桁=西暦下2桁+月2桁+日2桁)、③任意の数字(3桁)、の16桁としましょう。

③

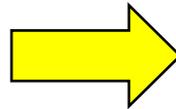
譲渡し時に、譲受け先から伝達された荷口番号のうち、年月日の番号を自社が取引する年月日に変更して伝達していた。



他の取扱事業者から譲受けた特定第一種水産動植物等を別の取扱事業者へ譲渡し又は引渡しをする際に、新たな荷口番号の附番を行わない場合、譲受けた際に伝達された漁獲番号又は荷口番号をそのまま取引先へ伝達しましょう。

④

輸入品の取引で「輸入である旨」を伝達しておらず、記録の作成・保存も「輸入である旨」の記載がされていなかった。



輸入品には漁獲番号はありませんが、代わりに「輸入である旨」を取引先へ伝達するとともに、記録の作成・保存も行いましょう。